

事件番号	石労委令和5年（不）第5号		
申立年月日	令和5年12月19日	第7条該当号	第1・2・3号
(申立人) X組合	(被申立人) Y会社		
担当委員	審査委員 高 木(委員長)、 高 見 参与委員 (労)秋 葉、 (使)橋 本		
処理経過	調査 一回、審問 一回		

1 事件の内容

(1) 申立人の主張の概要

被申立人は、個人面談における支配介入の有無を明確するための録音行為を理由に、組合員2名に対し、懲戒処分の不利益な取り扱いを行った。また、被申立人は、具体的な内容を示すことなく、取引先への情報漏えい等を理由に組合員1名に対し、懲戒処分の不利益な取り扱いを行った。

被申立人は、申立人からの令和5年12月18日付けの団体交渉の申し入れを理由を明らかにすることなく拒否した。

被申立人は、個人面談を実施した際、組合員1名に対し、組合継続を前提とした課長職の去就を検討させる発言を行った。

以上の事実のとおり、被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号ならびに第3号に該当する不当労働行為である。

[請求する救済内容]

- ① 懲戒処分の取消及び当該期間の賃金補填
- ② 懲戒処分及び組合脱退を誘導したことに対する陳謝文の交付等
- ③ 誠実団交応諾

(2) 被申立人の主張の概要

被申立人は、組合員2名の盗聴指示行為が業務妨害行為に当たり、また、組合員1名が被申立人の利益を左右する重大な経営判断をし、被申立人に多大な損害を生じさせたことから懲戒処分を命じたものであり、労働組合の結成等を理由とする不利益取扱いには当たらない。

団体交渉拒否について、申し入れの当日中に回答を求められたこと、申立人が労働組合法上の労働組合に該当しないことから回答を見送ったものである。

個人面談について、面談を行ったことは認めるが、組合活動を引き合いとして課長職の去就を検討させる発言は行っていない。

以上のことから、被申立人の行為は、いずれも不当労働行為に当たらない。

2 処理経過

同一当事者間の石労委令和5年（不）第2号と併合した。

なお、併合した本事件の命令書写しは次のとおりである。

中央労働委員会の命令・裁判例データベースのリンク先

https://www.mhlw.go.jp/churoi/meirei_db/mei/pdf/m12515.pdf